

## 大分大学医学部バイオラボセンター利用細則

平成22年11月10日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部バイオラボセンター規程（平成22年医学部規程第1-6号）第14条の規定に基づき、大分大学医学部バイオラボセンター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

### (利用資格)

第2条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大分大学に所属し、研究を行う者
- (2) その他センター長が認めた者

### (利用の申請及び許可)

第3条 センターの施設及び機器を利用しようとする者は、年度ごとに別紙様式に定めるバイオラボセンター利用許可申請書（以下「申請書」という。）をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 センター長は、前項の申請を許可したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 センターの利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出て、変更について許可を得なければならない。

### (利用方法等)

第4条 センターを利用する場合は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 利用者は、センターの設備及び機器等の取扱いには、細心の注意を払い、設備及び機器等の取扱いに習熟しなければならない。
- (2) センターにおいては、原則として利用者が申請し許可された実験研究を実施するものとする。
- (3) 利用者が持ち込んだ試薬及び器具類は、退出時には持ち帰るか、所定の位置に整理し、他の利用者の妨げにならないようにするものとする。
- (4) センターの物品は、原則としてセンター外に持ち出してはならない。
- (5) 停電及び断水等、緊急の場合における対応は、センター長が別に指示するところにより処理するものとする。

### (実験の準備及び清掃等)

第5条 実験の準備及び実験終了後の整理及び清掃等は、原則として利用者が行うものとする。

### (経費の負担)

第6条 センターの利用に係る経費は、別に定めるところにより利用者が負担するものとする。ただし、センター長が特に認めたときは、その一部又は全部を免除することができる。

### (事故時の措置)

第7条 利用者は、事故を発見したときは、直ちに研究マネジメント機構研究支援センター実験機器管理部門（以下「実験機器部門」という。）の教職員に連絡するとともに適切な措置を講じなければならない。

### (利用の禁止等)

第8条 センター長は、利用者がこの細則及びセンター長の指示等を遵守せず、他に著しく迷惑を及ぼした場合は、利用者に注意を与え、利用を制限し、又は利用禁止の措置を講ずることができる。

### (弁償責任)

第9条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターの設備及び機器等を破損し、又は紛失したときは、その損害に相当する額を弁償しなければならない。

(学外者の利用)

第10条 学外者は、あらかじめセンター長に申請の上、許可を受けた場合、センター長の定める条件の下でセンターを利用することができる。

(機器の搬入等)

第11条 利用者は、センター長の承認を得て、実験に必要な機器を搬入することができる。

2 利用者は、利用期間が終了した場合には、搬入した機器を速やかに搬出しなければならない。

(管理体制)

第12条 センターに設置されている機器類の維持管理は、実験機器部門の教職員及びセンター長が指名した教職員が行う。

(研究支援)

第13条 利用者は、バイオラボセンター運営委員会の助言のもとに、実験内容や方法について、センターの教員又は実験機器部門の教職員から実験指導及び研究支援を受けることができる。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センター利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年医学部細則第1-6号)

この細則は、平成22年11月10日から施行する。

附 則 (平成28年医学部細則第1-1号)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年医学部細則第1-6号)

この細則は、令和3年10月1日から施行する。